

1 ■086■ 訴訟条件を具備しているかを判断する基準

2 ■087■ 訴因変更後に訴訟条件の追完等を認めてよいか

3 ■088■ 訴訟条件を欠く訴因からの訴因変更の可否

4 ■089■ 罪数処理と訴因変更の要否

5 ◎難問ぞろいだが、あまりごちゃごちゃ考えなければ、基本的な問題に対して解答自体は
6 すらっと出る。

7
8 ●検察官は、故意に被害者を殴打してその結果死亡させた事実で、被告人を傷害致死罪に
9 よりX地方裁判所に起訴したが、X地方裁判所は、公判審理の途中で、被告人が過って
10 被害者を死亡させた事実しか認定できず、過失致死罪が成立するとの心証を形成した。
11 なお、傷害致死罪の管轄は、地方裁判所に、また、過失致死罪の管轄は、簡易裁判所に
12 だけある。「起訴状に記載された訴因並びに罪名及び罰条により管轄の有無を判断する」
13 という考え方に立つと、検察官が過失致死罪に訴因を変更しない場合には、X地方裁判
14 所において、傷害致死罪につき、無罪の判決を言渡すことになる。(司)

15 ●検察官は、故意に被害者を殴打してその結果死亡させた事実で、被告人を傷害致死罪に
16 よりX地方裁判所に起訴したが、X地方裁判所は、公判審理の途中で、被告人が過って
17 被害者を死亡させた事実しか認定できず、過失致死罪が成立するとの心証を形成した。
18 なお、傷害致死罪の管轄は、地方裁判所に、また、過失致死罪の管轄は、簡易裁判所に
19 だけある。「起訴状に記載された訴因並びに罪名及び罰条により管轄の有無を判断する」
20 という考え方に立つと、検察官が過失致死罪に訴因を変更しない場合には、X地方裁判
21 所において、管轄違いの判決を言い渡すことになる。(司)

22 ●検察官は、故意に被害者を殴打してその結果死亡させた事実で、被告人を傷害致死罪に
23 よりX地方裁判所に起訴したが、X地方裁判所は、公判審理の途中で、被告人が過って
24 被害者を死亡させた事実しか認定できず、過失致死罪が成立するとの心証を形成した。
25 なお、傷害致死罪の管轄は、地方裁判所に、また、過失致死罪の管轄は、簡易裁判所に
26 だけある。「起訴状に記載された訴因並びに罪名及び罰条により管轄の有無を判断する」
27 という考え方に立つと、X地方裁判所が検察官による過失致死罪への訴因の変更を許可
28 した場合には、X地方裁判所において、管轄違いの判決を言い渡すことになる。(司)

29 ●検察官は、故意に被害者を殴打してその結果死亡させた事実で、被告人を傷害致死罪に
30 よりX地方裁判所に起訴したが、X地方裁判所は、公判審理の途中で、被告人が過って
31 被害者を死亡させた事実しか認定できず、過失致死罪が成立するとの心証を形成した。
32 なお、傷害致死罪の管轄は、地方裁判所に、また、過失致死罪の管轄は、簡易裁判所に
33 だけある。「裁判所が心証を形成した事実により管轄を判断する」という考え方に立つ
34 と、X地方裁判所が検察官による過失致死罪への訴因の変更を許可した場合には、X地
35 方裁判所において、過失致死罪につき、有罪の判決を言い渡すことになる。(司)

36 ●検察官は、故意に被害者を殴打してその結果死亡させた事実で、被告人を傷害致死罪に
37 よりX地方裁判所に起訴したが、X地方裁判所は、公判審理の途中で、被告人が過って
38 被害者を死亡させた事実しか認定できず、過失致死罪が成立するとの心証を形成した。
39 なお、傷害致死罪の管轄は、地方裁判所に、また、過失致死罪の管轄は、簡易裁判所に
40 だけある。「裁判所が心証を形成した事実により管轄を判断する」という考え方に立つ
41 と、検察官が過失致死罪に訴因を変更しない場合には、X地方裁判所において、管轄違
42 いの判決を言い渡すことになる。(司)

43 ●検察官は、故意に被害者を殴打してその結果死亡させた事実で、被告人を傷害致死罪に
44 よりX地方裁判所に起訴したが、X地方裁判所は、公判審理の途中で、被告人が過って
45 被害者を死亡させた事実しか認定できず、過失致死罪が成立するとの心証を形成した。
46 なお、傷害致死罪の管轄は、地方裁判所に、また、過失致死罪の管轄は、簡易裁判所に
47 だけある。「裁判所が心証を形成した事実により管轄を判断する」という考え方に立つ
48 と、検察官が過失致死罪に訴因を変更しない場合には、X地方裁判所において、傷害致
49 死罪につき、無罪の判決を言い渡すことになる。(司)